

消費者裁判手続特例法等に関する検討会について

1. 開催趣旨

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）の施行（平成 28 年 10 月）から 4 年が経過した。

これまで、手続追行主体である「特定適格消費者団体」として 3 つの団体が認定され、5 事業者に対して共通義務確認の訴えが提起された（第 1 段階）。そのうち、第 1 号事案について、特定適格消費者団体の請求を認容する判決が確定し、簡易確定手続（第 2 段階）が開始されるなど、消費者裁判手続特例法に基づく消費者団体訴訟制度（被害回復）は消費者被害の救済に向けて機能しているものと考えられる。また、消費者裁判手続特例法施行後、特定適格消費者団体から返金の申入れを受けた事業者により任意の対応が行われ、訴えの提起に至ることなく被害が回復されるといった動きもみられるところである。その一方で、消費者裁判手続特例法が実際に運用される中で見えてきた課題等もある。

そこで、消費者裁判手続特例法等について、同法の運用状況を踏まえつつ、消費者にとっての利用のしやすさ、特定適格消費者団体の社会的意義・果たすべき役割等の多角的な観点から検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための方策について
- (2) 共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲について
- (3) 消費者団体訴訟制度（被害回復）の効果・認知度の検証 等

3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。